

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年10月4日

【会社名】 メディアスホールディングス株式会社

【英訳名】 MEDIUS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池谷保彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理統括本部長 芥川浩之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理統括本部長 芥川浩之

【縦覧に供する場所】 取締役常務執行役員 経営管理統括本部長 芥川浩之
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金21円 総額457,564,086円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の本店所在地が位置する中央区八重洲地区における再開発計画決定を機に、新しい働き方に対応するオフィス環境構築による人材の活性化と生産性の向上を目的として本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条の本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区へ変更する。

本変更は、附則により本店移転日である2021年12月1日をもってその効力を生じるものとし、当該附則は効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、池谷保彦、宮地修平、芥川浩之、栗原勝、柴田英治、古木壽幸、越後純子、工藤浩、船山範雄の9名を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、山口光夫、大澤恒夫、寺井宏隆の3名を選任する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件

取締役（社外取締役を除く）に対する、これまでの基本報酬の一部を原資として各事業年度の当社の業績に応じて支給される業績連動賞与を支給する業績連動報酬を導入する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付による株式報酬制度の一部改定の件

取締役（社外取締役を除く）に対する、勤務の継続及び業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度が、対象とする3事業年度が終了するため、2022年6月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続する。また、本制度を継続するにあたり、本制度の基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法を一部改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	167,166	4,297	0	(注) 1	可決 95.35
第2号議案 定款一部変更の件	171,253	210	0	(注) 2	可決 97.68
第3号議案 取締役9名選任の件					
池谷保彦	166,279	5,184	0		94.85
宮地修平	166,474	4,989	0		94.96
芥川浩之	166,478	4,985	0		94.96
栗原勝	166,478	4,985	0		94.96
柴田英治	166,460	5,003	0	(注) 3	可決 94.95
古木壽幸	167,025	4,438	0		95.27
越後純子	166,547	4,916	0		95.00
工藤浩	166,353	5,110	0		94.89
船山範雄	166,391	5,072	0		94.91
第4号議案 監査役3名選任の件					
山口光夫	170,910	553	0		97.49
大澤恒夫	166,113	5,350	0	(注) 3	可決 94.75
寺井宏隆	171,069	394	0		97.58
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬導入の件	165,994	5,469	0	(注) 1	可決 94.68
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する事後交付による株式報酬制度の一部改定の件	170,312	1,151	0	(注) 1	可決 97.15

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。